

# 設置する充電設備の型式別補助金交付上限額（第1・2の事業）

第1・2の事業 ※自治体、特別な仕様に基づく工事を除く	Ⓐ コネクターが 2つの型式	Ⓑ 電源部と充電部で 分れている型式
<b>(1) 充電設備等設置工事費</b>		
① 充電設備等設置工事費	—	—※
② 電気配線工事費	—※	—※
③ 高圧受変電設備設置工事費 (QCのみ)	—	—
④ 特別措置に基づく受電工事費 (QCのみ)	—	—
<b>(2) 案内板設置工事費 (原則1申請当たり)</b>		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	—	—
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置	—	—
<b>(3) 付帯設備設置工事費 (原則1基当たり)</b>		
① 駐車スペースライン引き	×2	×2
② 路面表示	×2	×2
③ 屋根 ※どちらか一方	×2	×2
④ 小屋	—	×2
⑤ 充電設備防護部材	×2 ※車止めのみ	×2
⑥ 電灯	—	×2※
<b>(4) その他設置に係る費用 (原則1申請当たり)</b>		
① 雑材・消耗品費、養生費	—	—
② レイアウト検討・図面作製費	—	—
③ 安全誘導員費	—	—
④ 停電回避費	—	—
⑤ 充電スペース造成費 (道の駅のみ)	×2	×2
⑥ 諸経費	—	—

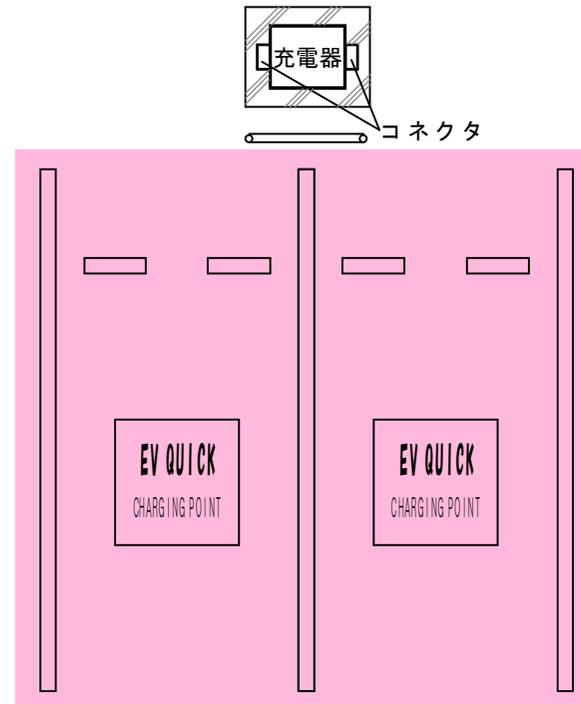
—：通常通りの補助上限額

—※：1型式として算出、但し通常通りの補助上限額

×2※：効率的な設置をしている場合

Ⓐ

充電器1基でコネクターが2つの場合



Ⓑ

1型式で電源部1基、充電部2基の場合

